

平成27年4月1日
 改定 平成28年4月1日
 改定 平成29年4月1日
 改定 平成30年4月1日
 改定 平成31年4月1日
 改定 令和2年4月1日
 改定 **令和3年4月1日**

公立大学法人福岡県立大学における公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、公立大学法人福岡県立大学公的研究費不正防止規則（平成19年法人規則第80号）第15条に基づき、公立大学法人福岡県立大学公的研究費不正使用防止計画（以下「不正防止計画」という。）を以下のとおり定める。

1 学内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
・時間の経過とともに、責任者としての役割に対する意識が低下する。	・公的研究費の不正使用防止（以下「不正防止」という。）に関する責任体系を、ホームページ等を通じて学内外に公表する。 ・部局長会議等において、随時各責任者に対し、責任体系について啓発し、自覚を促す。

2 研究者等の意識向上

不正発生の要因	不正防止計画
・コンプライアンスに対する研究者等の意識が希薄である。	・公的研究費に関与する研究者等に対し、「公的研究費の適正使用に関する行動規範」を周知し、コンプライアンス教育を実施する。また遵守すべき事項や禁止事項等についての理解度テストを実施する。 ・理解度テストにおいて理解度の低い研究者等に対しては、解説資料を配布する等により、理解度の向上に努める。

3 公的研究費の適正な執行

不正発生の要因	不正防止計画
・補助金等の適正執行に関する法令、交付要綱等について、必ずしも、十分に熟知しないまま、あるいは使用ルールを誤解したまま公的研究費を使用している。	・繰越制度を含めた公的研究費の制度、使用ルール等に関するハンドブックを配布する等により、その周知徹底を図る。 ・事務局及び各学部を設置した相談窓口をより明確にし、執行にあたり不明な点があればすぐに窓口へ相談するよう周知を行う。
・公的研究費の原資の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。 ・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。	・研究者等に対する研修や説明会を開催し、参加を義務付ける。 ・公的研究資金に関与する全ての研究者等から不正使用を行わない、又は関与しない旨の誓約書を提出させる。 ・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行う。 ・執行率の低い研究者に対しては、ヒアリングを行い、適正執行、研究費の繰越制度の活用や返還等を促す。 ・不正使用を行い、又は関与した場合は、懲戒を含めた厳しい処分を行うとともに、氏名を公表することを原則とする旨周知する。 ・説明会の際に、科学研究費に関する不正使用事例集を配布し、不正の内容、その処分内容を説明し、適正な執行を行う意識を徹底させる。

4 不正防止に向けた事務処理体制等

不正発生の要因	不正防止計画
・発注段階での財源特定がなされていない。	・執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、説明会・研修会等で指導、注意喚起を行う。
・取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。	・研究者発注の物品については、特定の業者との密な取引がないか注視し、必要に応じて、取引業者に対して取引状況の確認を行う。 ・不正な取引を行った業者については、「公立大学法人福岡県立大学契約事務取扱規則」及び「公立大学法人福岡県立大学における物品購入等の契約に係る取引停止等の取扱要項」に基づき取引停止等の措置を講じるとともに、他の業者への注意喚起を行う。 ・不正防止に関する資料を作成、配布することにより、どのような行為が不正使用に該当するのかを業者にも認識させる。また、架空伝票の依頼があったときは、直ちに本学の通報窓口へ通報することを依頼する。
・旅行の事実確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	・研究者等が行う出張については、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。 ・出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認ができるようにする。
・研究者発注物品の検収確認が徹底していないため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。	・研究者が発注する全ての購入物品について、納品事実の確認を行う。 ・インターネットで購入した物品について、自宅へ配送しないよう注意喚起を行う。 ・データベースやプログラム等の特殊な役務については、公立大学法人福岡県立大学特殊な役務の検収実施要領に基づき、より実効性のある検収を行うものとする。
・被雇用者の勤務時間管理がきちんと行われていないため、勤務実態のない場合にも謝金を支出してしまう恐れがある。	・管理監督者は、被雇用者の勤務時間管理が適正に行われているかについて、日常的に又は不定期に調査、確認を行う等により検証する方策を策定する。

5 情報の伝達を確保するための体制の確立

不正発生の要因	不正防止計画
・通報窓口が分かりにくいいため、不正使用が潜在化する。	・通報窓口についてホームページ等を通じて学内外に周知するとともに、不正使用防止推進に関するポスター等を作成、配布し、相談窓口、通報窓口、通報者の保護等について周知徹底を図る。
・補助金制度や使用ルール等を熟知していないため、誤った知識、解釈で経費が執行される恐れがある。	・事務局及び各学部へ設置した相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。また、その質問等を取りまとめたマニュアルなどを作成し、学内に周知する。 ・公的研究費の使用ルール等に関する説明会を開催し、公的研究費に関与する者の出席を義務付ける。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため遠隔会議ツールでの説明会参加も可能とするとともに、説明会に参加できない者のために当日の記録動画をアップロードし後日教職員が閲覧できる体制をとる。 ・公的研究費の使用ルール等に関する理解度テストを実施する。 ・理解度テストにおいて理解度の低い研究者等に対しては、解説資料を配布する等により、理解度の向上に努める。

6 モニタリングの充実

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 不正防止体制の検証及び不正使用の発生要因に着目したモニタリングが不十分であることに伴うリスクが存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に備品、管理物品の現物確認を行う。 リスクアプローチ監査、抜打監査の効率的・効果的な監査を計画的に実施する。 学内監査室は、コンプライアンス推進室及び監事と連携して不正防止体制の検証を行い、リスクの低減、除去を図る。

7 不正発生要因の把握と不正防止計画の見直し

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、新たな不正使用事案が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正使用事案の調査において、具体的な不正発生の要因の把握、分析を進めるとともに、文部科学省が提供する他の大学、研究機関等における対応等も参考にしつつ、不正防止計画の見直しを行い、必要な再発防止策を追加する。